

令和7年度 第2回 出雲市介護保険運営協議会

日 時 令和8年(2026)3月12日(木)
14:00～16:00
場 所 市役所 3階 庁議室

1 健康福祉部長あいさつ

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 第9期計画における介護サービス施設等整備状況及び今後の方針について 資料1

(2) 第2期 出雲市認知症施策推進計画策定の方針について 資料2

(3) 第10期計画策定のスケジュールについて 資料3

4 報告事項

(1) 介護人材の確保・定着に係る施策に関するアンケートの調査結果について 資料4

(2) 第10期計画に係るアンケート(高齢者施設アンケート・ニーズ調査)結果について 資料5

(3) 令和7年度の医療介護連携に関する検討会議実施状況について 資料6

(4) 令和8年度から新たに実施する介護人材確保・定着に関する施策について 資料7

5 その他

第 9 期計画における介護サービス施設等整備状況及び今後の方針について

1 第 9 期計画における整備状況

(1) 募集した事業の内容及び規模（地域密着型サービスの基盤整備）

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 か所（対象：全圏域）
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護 1 か所（対象：全圏域）

(2) 令和 6 年度 整備に向けた取組

- ・ 意向調査（令和 6 年 4 月 10 日実施）
- ・ 定期巡回随時対応型訪問介護看護企業セミナー（令和 6 年 11 月 28 日実施）
市内 5 事業者が参加

(3) 公募結果

- ・ 公募（令和 6 年 7 月 3 日～8 月 15 日）の採択結果

サービス種別	事業者名	整備希望年度	圏域名（地区名）
看護小規模多機能型 居宅介護	サンキ・ウエルビー 株式会社	令和 7 年度	大社（荒木）

- ・ 公募（令和 7 年 1 月 6 日～1 月 31 日）の結果
応募事業者なし。

2 今後の方針

(1) 第 9 期における対応について

昨年 7 月に市内事業所に対して意向調査を行ったが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備を検討する事業者はなく、以下の理由で公募は実施しない。

- ・ 事業所は人材確保に苦慮しており、限られた期間で必要人員を確保することは難しい。
- ・ 選定後の着工となり、資材調達に時間がかかることが想定され、第 9 期中開設は困難。

(2) 第 10 期における介護サービス基盤整備計画の在り方

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについては、在宅高齢者の医療ニーズを支えていると考えられるものについて検証し、整備について、令和 8 年度中に検討する。
- ・ 4 月に市内居宅介護支援事業所 62 事業所（休止事業所を除く）及び出雲高齢者あんしん支援センターを対象に、市内の**介護サービス過不足状況調査**を行う。

※参考 地域密着型介護、居宅介護支援サービス事業所の状況 資料 1-2 参照

地域密着型サービス事業所等の状況について

1. サービス種類別業所数

①地域密着型サービス

サービス種類	令和5年度末		第9期 (R6~R8)			令和8年2月末		増減	
	実働	休止	新規	休止	廃止	実働	休止	実働	休止
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	0	0	0	0	2	0	0	0
地域密着型通所介護	41	4	2	2	4	41	2	0	▲2
認知症対応型通所介護	9	1	0	2	1	7	2	▲2	1
小規模多機能型居宅介護	15	1	1	0	3	14	0	0	▲1
認知症対応型共同生活介護	39	0	1	0	3	37	0	▲2	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	0	0	0	0	3	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	1	0	0	2	0	1	0
小計	110	6	5	4	11	107	4	▲3	▲2

(地域密着型通所介護)

- 新規** 出東デイサービスセンター (R6. 4. 1 斐川町三分市)
やまねこデイサービス (R6. 8. 1 芦渡町)
- 休止** 通所こもれびの家 (R4. 4. 1~ 佐田町反部)
デイサービスセンター翔雲 (R7. 12. 1~ 今市町)
- 廃止** 笑庵ことぶき通所介護事業所 (R6. 8. 31 古志町)
穂なみデイサービスセンターみなみ (R7. 2. 28 里方町)
デイサービスセンターみなとの丘 (R7. 6. 13 小津町)
あんのん大社 (R8. 1. 21 大社町杵築西)

(認知症対応型通所介護)

- 休止** みのるデイサービスセンター (R6. 12. 31~ 神西沖町)
出東デイサービスセンターはなはうす (R5. 9. 1~ 斐川町三分市)
- 廃止** デイサービスセンター小山 (R6. 6. 30 小山町)

(小規模多機能型居宅介護)

- 指定** 小規模多機能 山ぼうし (R7. 4. 1 事業承継 西新町1丁目)
- 廃止** 小規模多機能 ひかりの丘 (R7. 6. 13 廃止 小津町)

小規模多機能 山ぼうし (R7. 3. 31 事業承継のため廃止 西新町1丁目)

小規模多機能型居宅介護施設 おんぼらと (R8. 1. 31 小山町)

(認知症対応型共同生活介護)

指定 グループホーム 湊和 (R7. 10. 1 事業承継 古志町)

再開 グループホームしあわせの里 (R6. 4. 1~1 ユニット再開 上岡田町)

※R2. 4. 1~1 ユニット休止

廃止 グループホーム風の丘 (R7. 6. 13 小津町)

グループホーム 笑庵ことぶき (R7. 9. 30 事業承継のため廃止 古志町)

グループホーム ことぶき園 (R8. 2. 28 塩治有原町)

(看護小規模多機能型居宅介護)

新規 サンキ・ウエルビィ看護小規模多機能センター出雲 (R7. 12. 1 大社町北荒木)

②居宅介護支援及び介護予防支援

サービス種類	令和5年度末		第9期 (R6~R8)			令和8年2月末		増減	
	実働	休止	新規	休止	廃止	実働	休止	実働	休止
居宅介護支援	64	4	8	6	8	62	6	▲2	2
介護予防支援	1	0	5	0	0	6	0	5	0

○事業所ごとの状況

区分	年度	事業所名	地区	年月日
新規	令和6年度	ケアプラン松ぼっくり	斐川町神氷	R6. 6. 1
		居宅介護支援事業所 Gift	斐川町荘原	R6. 8. 1
		しあわせぞうさん	大社町遙堪	R6. 8. 1
		へいあん堂	江田町	R6. 10. 1
		(介護予防支援) えがおライフ川光	平野町	R6. 11. 1
		(介護予防支援) なのはな園	斐川町上直江	R7. 2. 1
	令和7年度	あゆ美	坂浦町	R7. 10. 1
		(介護予防支援) CarePlanning ころろ	天神町	R7. 11. 1
		(介護予防支援) 清流園	大津町	R7. 11. 1
		あかね居宅介護支援事業所	天神町	R7. 12. 1
		みどりの郷斐川居宅介護支援事業所	斐川町直江	R7. 12. 1
		(介護予防支援) もくもく苑	矢野町	R8. 2. 1
		すみ社会福祉士事務所 合同会社	大社町修理免	R8. 3. 1
休止中	令和3年度～	浜山介護支援センター	大社町北荒木	R4. 3. 31
	令和6年度～	ケアプラン蔵西	西園町	R6. 8. 29
		穂なみひかわ	上塩冶町	R7. 3. 31
	令和7年度～	出雲ケアセンターそよ風	今市町	R7. 9. 10
		介護のよろず相談所 もくれん	荒茅町	R7. 9. 30
		ケアプラン松ぼっくり	斐川町神氷	R7. 10. 31
廃止	令和6年度	こうじや居宅	西郷町	R6. 6. 30
		平安堂	渡橋町	R6. 10. 31
		あすなる指定居宅	白枝町	R6. 10. 31
	令和7年度	みなとプラン	小津町	R7. 6. 13
		ケアプラン彩笑	斐川町黒目	R7. 7. 31
		ころろね居宅	渡橋町	R7. 8. 31
		居宅介護支援事業所 かんど	西新町2丁目	R7. 9. 14
		J Aしまね斐川介護センター	斐川町荘原	R7. 11. 30

第 2 期 出雲市認知症施策推進計画策定の方向性について

1. 経緯・背景

第 1 期出雲市認知症施策推進計画については、令和 6 年 1 月 1 日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 5 年法律第 65 号。以下「認知症基本法」という。）の趣旨を踏まえ、認知症基本法第 13 条に基づく市町村認知症施策推進計画として令和 7 年 1 月に策定した。

策定に当たっては、先に策定した令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間を計画期間とする第 9 期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画等との整合を図るため、令和 7 年度から令和 8 年度の 2 年計画と終期を合わせた。

令和 8 年度においては、令和 9 年度以降を計画期間とする第 2 期 出雲市認知症施策推進計画の策定の検討が必要となる。

2. 策定の方向性について

第 2 期 出雲市認知症施策推進計画の策定については、以下の方向性で策定することとしたい。

- ① 認知症施策の重要性に鑑み、第 10 期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と並列の計画として位置づけることとする。
- ② 第 10 期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画との整合性を確保するため、計画期間を令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間とする。
- ③ 策定に当たっては、出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に記載している認知症施策を反映し、出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の認知症施策を出雲市認知症施策推進計画と定義した上で、出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の認知症施策は削除する。
- ④ ③を踏まえ、出雲市認知症施策推進計画については、出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の認知症施策も兼ねることとなるため、第 2 期出雲市認知症施策推進計画の策定にあたっては、具体的な検討を認知症施策強化検討会で検討した上で、第 10 期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画とともに介護保険運営協議会において議論することとする。
- ⑤ 成果物（冊子）については、第 10 期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び第 2 期出雲市認知症施策推進計画を束ねることとする。

	出雲市	島根県	国	
3月	令和7年度第2回出雲市介護保険運営協議会	市町村への情報提供連絡会等の開催	・第10期計画に関する基本的考え方の提	
令和8年度	④介護サービス過不足状況調査(CM, あんしん)			
4月	①、②、③各調査分析			
5月				
6月	第1回出雲市介護保険運営協議会 (計画骨子案、事業実績報告、成果指標等)			
7月	地域支援部会【未定】 介護給付部会【未定】		市町村への情報提供連絡会等の開催	・基本指針(案)の提示 ・成立した法律を踏まえた見える化システム(確定版)の提供
8月	サービス見込み量等作業開始			基本指針の告示
9月	⑤介護人材確保・定着に関するアンケート調査		事業支援計画の策定作業	
10月	サービス見込み量・保険料の仮設定			
11月	第2回出雲市介護保険運営協議会 (計画案の協議) 事業計画(素案)策定		市町村と国との調整	都道府県との調整
12月	事業計画素案・議会報告 パブリックコメント募集・広報			
1月	パブリックコメント結果発表HP 事業計画素案修正・協議 第3回出雲市介護保険運営協議会(最終案)		介護報酬改定率等の係数設定	
2月	介護保険事業計画の議会報告及び介護保険条例改正議案の提案	介護保険事業支援計画を議会に報告		
3月	地域支援部会【未定】 介護給付部会【未定】			
3月	第4回出雲市介護保険運営協議会 事業所向け説明会(集団指導)			
令和9年度				
4月	第10期介護保険事業計画スタート			

※地域包括ケア「見える化システム」とは、市町村における計画策定・実施を支えるために「介護・医療の現状分析・課題抽出支援」「介護サービス見込み量等の将来推計支援」「介護・医療関連計画の実行管理支援」の機能を提供するもの。
10期計画を策定する際はこのシステムへ保険料やサービス毎の給付費を入力し、推計表を作成、活用する。

介護人材の確保・定着に係る施策に関するアンケートの調査結果（概要）

I 調査の内容

1 調査の目的

全国的に介護現場での人手不足は深刻な状況が続いており、出雲市においても介護人材の確保・定着に関する実態を把握し必要な方策を検討していくことが求められている。

本調査は、市内の介護事業所の人材確保・定着に関する課題を抽出することを目的とする。

2 調査設計

- (1) 調査地域 出雲市全域
 (2) 調査対象 出雲市内の介護事業所 307 施設
 (3) 調査時点 令和 7 年（2025）8 月 1 日現在
 (4) 回収数 212 施設（回収率 69.0%）

II 集計結果（概要）

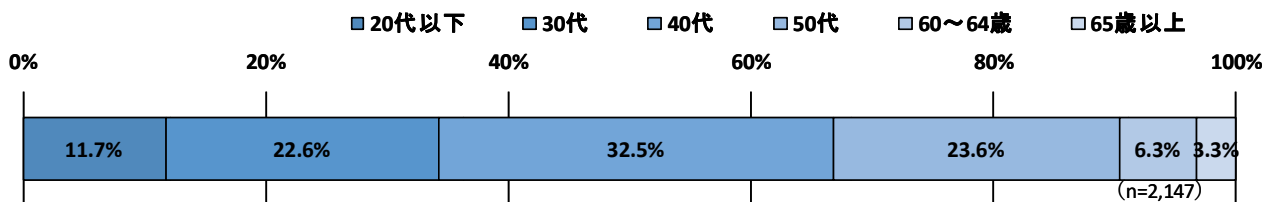
1 事業所の状況（年齢別・性別・雇用形態別の職員数）

(1) 正規職員

(単位：人、%)

正規職員									
区分	人数		構成比	内訳					
	専従	兼務		男性			女性		
				専従	兼務	構成比	専従	兼務	構成比
20代以下	274	32	12.2%	84	23	32.9%	190	9	67.1%
30代	526	96	24.1%	227	48	43.7%	299	48	56.3%
40代	694	135	32.0%	228	48	33.1%	466	87	66.9%
50代	494	103	22.9%	116	26	23.6%	378	77	76.4%
60～64歳	120	29	5.6%	16	5	13.8%	104	24	86.2%
65歳以上	65	23	3.2%	24	8	36.6%	41	15	63.4%
合計	2,173	418	100.0%	695	158		1,478	260	
合計(兼務0.5人)	2,382			774			1,608		

【年齢構成比】



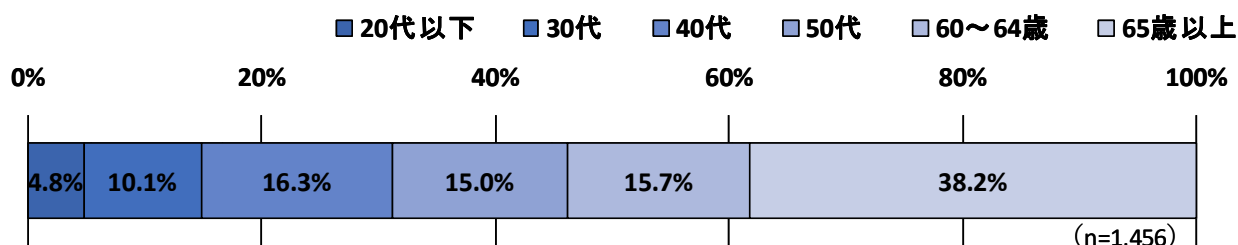
正規職員は、40代が32%、50代が22.9%で、40代と50代が正規職員全体の5割を占めている。

(2) 非正規職員

(単位：人、%)

非正規職員									
区分	人数		構成比	内訳					
	専従	兼務		男性			女性		
				専従	兼務	構成比	専従	兼務	構成比
20代以下	91	8	5.5%	29	3	32.1%	62	5	67.9%
30代	181	28	11.2%	29	10	17.4%	152	18	82.6%
40代	228	46	14.4%	20	6	9.2%	208	40	90.8%
50代	209	59	13.7%	32	13	16.1%	177	46	83.9%
60～64歳	243	48	15.4%	38	5	15.2%	205	43	84.8%
65歳以上	619	144	39.8%	162	40	26.3%	457	104	73.7%
合計	1,571	333	100.0%	310	77		1,261	256	
合計(兼務0.5人)	1,738			349			1,389		

【年齢構成比】

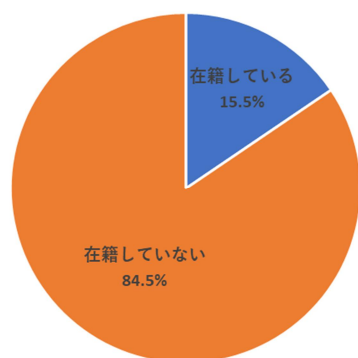


非正規職員は、65歳以上が39.8%、60～64歳が15.4%で、60代以上が非正規職員全体の半数を占めている。

雇用形態や年齢を問わず、女性の占める割合が高い結果となっている。

(3) 外国人材

市内事業所に在籍している外国人の在留資格 (単位：人)



在籍している：32事業所

不在籍している：174事業所

職種(資格)	正規職員	非正規職員
特定技能	29.0	21
技能実習	2.0	7
養成校留学	0.0	14
EPA	0.0	0
インターンシップ	0.0	0
身分	2.5	5
その他	1.0	0
合計	35	47

身分による在留資格：日本人配偶者、

定住者（日系2・3世及びその配偶者等）、
永住者（在留が無制限、更新必要）

外国籍の職員が在籍している事業所は全体の15.5%で、“特定技能”によって従事する職員の割合が高い結果となっている。

2 過去1年間（令和6年(2024)4月1日～令和7年(2025)3月31日）の採用・離職状況

(1) 事業所側の採用希望と実績

①正規職員

(単位：人、%)

職種（資格）	採用希望	実績	不足数	充足率
介護福祉士	161	128	33	79.5%
介護職員実務者研修修了者	5	6	△1	120.0%
介護職員初任者研修修了者	16	13	3	81.3%
資格なし	16	24	△8	150.0%
介護職員等計	198	171	27	86.4%
看護師・准看護師	61	38	23	62.3%
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	11	10	1	90.9%
介護支援専門員	7	2	5	28.6%
管理栄養士・栄養士	9	6	3	66.7%
生活相談員・社会福祉士	1		1	0.0%
資格不問	7	7	0	100.0%
合計	294	234	60	79.6%

正規職員は、全体の充足率が79.6%となっている。採用実績の内訳は、「介護職員実務者研修修了者」が充足率120.0%であった一方で、「介護支援専門員」を採用できたのは28.6%の結果となった。

②非正規職員

(単位：人、%)

職種（資格）	採用希望	実績	不足数	充足率
介護福祉士	40	57	△17	142.5%
介護職員実務者研修修了者	7	10	△3	142.9%
介護職員初任者研修修了者	15	45	△30	300.0%
資格なし	24	58	△34	241.7%
介護職員等計	86	170	△84	197.7%
看護師・准看護師	14	35	△21	250.0%
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	0	3	△3	
介護支援専門員	0	0	0	
管理栄養士・栄養士	0	1	△1	
生活相談員・社会福祉士	0	0	0	
資格不問	2	34	△32	1700.0%
合計	102	243	△141	238.2%

非正規職員は、全体の充足率は238.2%で、ほとんどの職種で採用希望数を上回った採用実績となっている。

また、「介護職員初任者研修修了者」については非正規職員での採用が多くみられた。

(2) 離職者の状況 (単位：人)

職種（資格）	全体	
	正規職員	非正規職員
介護福祉士	127	75
実務者研修	5	12
初任者研修	26	48
資格なし	23	52
看護師・准看護師	25	54
理学療法士	8	1
作業療法士	5	1
言語聴覚士	0	0
介護支援専門員	1	1
管理栄養士・栄養士	5	0
生活相談員	1	0
社会福祉士	0	0
資格不問	9	32
合計	235	276

正規職員、非正規職員ともに、介護福祉士の離職が多い結果となっている。

(3) 離職理由

退職理由	正規職員	正規(比率)	非正規職員	非正規(比率)
定年退職	1	0.6%	3	1.4%
結婚出産	3	1.7%	0	0.0%
育児介護	2	1.1%	11	5.1%
不規則勤務が困難	5	2.8%	4	1.9%
他事業所への転職	41	22.8%	31	14.4%
他業界への転職	14	7.8%	21	9.7%
業務内容が困難	7	3.9%	30	13.9%
傷病による	41	22.8%	30	13.9%
職場や利用者等との人間関係	7	3.9%	11	5.1%
ハラスメント	0	0.0%	0	0.0%
解雇	0	0.0%	0	0.0%
退職理由不明	29	16.1%	28	13.0%
その他	30	16.7%	47	21.8%

正規職員、非正規職員ともに他事業所への転職や傷病・業務内容が困難なことによる退職が多く、その他の退職理由としては、家庭の都合や自身の加齢による退職が多かった。

(4) 離職者の勤続年数

①正規職員

	従業員数	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上	合計
件数	1,721	45	42	31	29	23	9	1	180
離職率		2.6%	2.4%	1.8%	1.7%	1.3%	0.5%	0.1%	10.5%
割合		25.0%	23.3%	17.2%	16.1%	12.8%	5.0%	0.6%	100.0%

勤続年数は「1年未満」が45件（25.0%）と最も多く、短期間での離職が目立つ。「1年以上3年未満」が42件（23.3%）、「3年以上5年未満」が31件（17.2%）と続く。長期勤務者（20年以上）は少数で、全体の5%程度にとどまっている。

②非正規職員

	従業員数	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上	合計
件数	1,283	75	59	17	36	18	7	3	215
離職率		5.8%	4.6%	1.3%	2.8%	1.4%	0.5%	0.2%	16.8%
割合		34.9%	27.4%	7.9%	16.7%	8.4%	3.3%	1.4%	100.0%

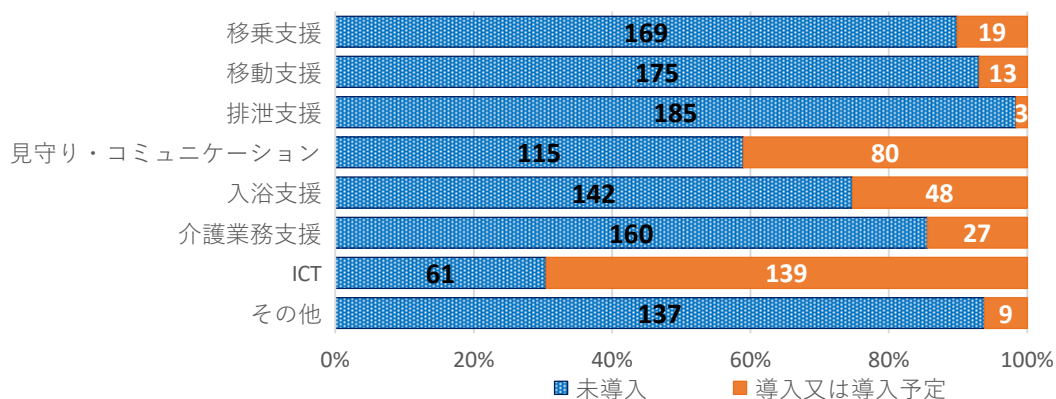
勤続年数は「1年未満」が75件（34.9%）、「1年以上3年未満」が59件（27.4%）と全体の約6割を占めており、短期離職が多い傾向にある。「5年以上10年未満」も16.7%と一定数存在し、長期（10年以上）勤務者は全体の約13%にとどまり、長期定着促進が課題である。

3 介護ロボット・ICTの導入状況

(1) 介護ロボットやICTの導入状況

項目	合計				
	導入予定		導入済	追加導入予定	
	あり	なし		あり	なし
移乗支援	5	169	14	2	12
移動支援	10	175	3	0	3
排泄支援	3	185	0	0	0
見守り・コミュニケーション	32	115	48	13	35
入浴支援	4	142	44	0	44
介護業務支援	9	160	18	8	10
ICT	11	61	128	20	108
その他	6	137	3	2	1

介護ロボット・ICT の導入状況



(2) 介護ロボットやICTを導入しない理由

理由	事業所数	比率
1. 導入費用が高額のため	39	40.6%
2. 導入後の費用が高額のため	3	3.1%
3. 導入しても、現場の負担軽減につながるか	20	20.8%
4. 現段階で、介護ロボット等の導入のメリットを検討していないため。	29	30.2%
5. その他	5	5.2%
合計	96	100.0%

介護ロボットやICTを導入していると回答した事業所では、「見守り・コミュニケーション」「入浴支援」に関する介護ロボットやICT機器を導入している事業所が多かった。

導入しない理由としては、導入費用が高額なことや、導入しても負担軽減につながるかわからないこと理由が多く上がっている。

(3) 介護ロボット・ICT導入における補助金の利用状況

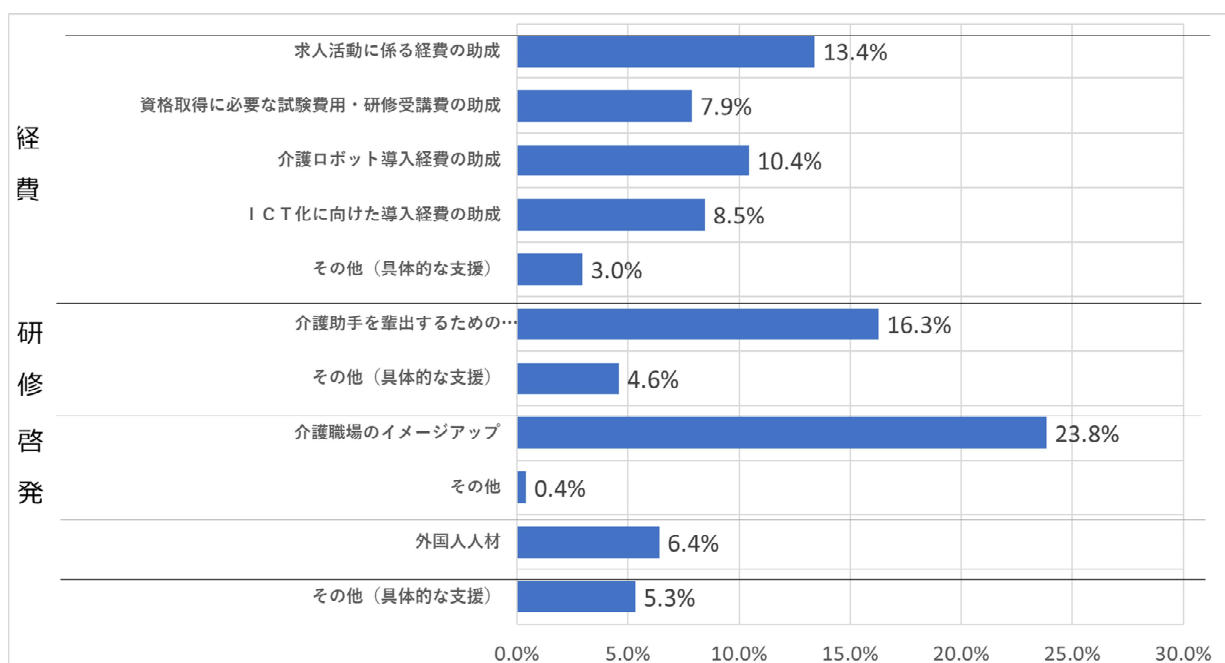
項目	全体	
	事業所数	比率
活用した	68	34.2%
活用していない	131	65.8%
合計	199	100.0%

介護ロボットやICT導入時に補助金を活用した事業所は全体の34.2%であり、活用していない事業所が65.8%という結果となった。

4 介護人材の確保・定着に向けて行政に期待したい支援

(1) 行政に期待したい支援の内容（複数回答）

区分	支援内容	回答数	比率
経費	求人活動に係る経費の助成	54.33	13.4%
	資格取得に必要な試験費用・研修受講費の助成	32.00	7.9%
	介護ロボット導入経費の助成	42.33	10.4%
	I C T化に向けた導入経費の助成	34.33	8.5%
	その他（具体的な支援）	12.00	3.0%
研修	介護助手を輩出するための 介護の入門的研修の開催	66.00	16.3%
	その他（具体的な支援）	18.67	4.6%
啓発	介護職場のイメージアップ	96.67	23.8%
	その他	1.67	0.4%
外国人人材	外国人人材	26.00	6.4%
その他	その他（具体的な支援）	21.67	5.3%
合計		405.67	100.0%



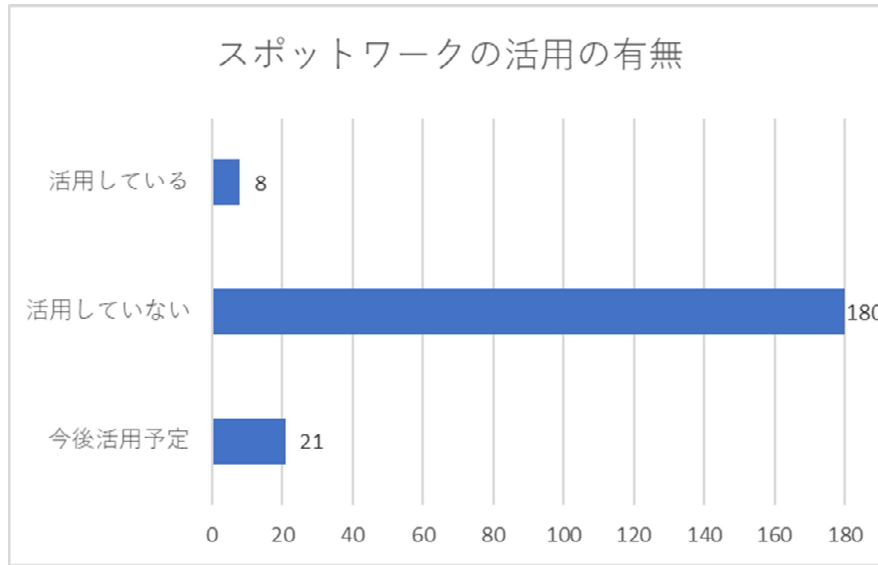
※上記グラフは回答した事業所 147 を母数とした割合

- ・「経費」では、「求人活動に係る経費の助成」の回答が多くみられた。
- ・「研修」では、「介護助手を輩出するための介護の入門的研修の開催」が、「啓発」では「介護職場のイメージアップ」が上位となった。
- ・介護サービス事業所等が、行政に期待する施策として、「介護現場のイメージアップ」が最も多く、次いで、「介護助手を輩出するための介護の入門的研修の開催」の順となった。

5 スポットワークについて

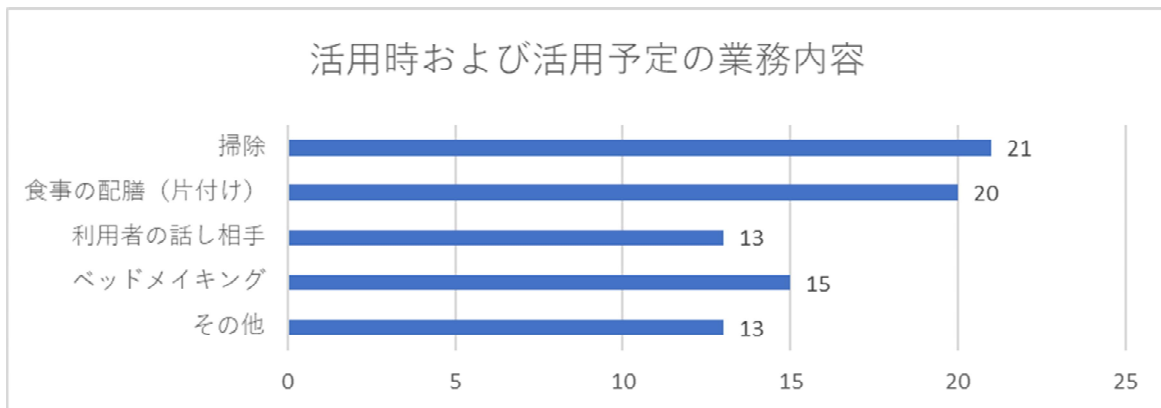
(1) スポットワークの活用の有無

(単位：事業所)



「活用している」「今後活用予定」と回答した事業所は合計 29 件であり、スポットワークの活用が広がってきている。

(2) スポットワークを活用した業務内容



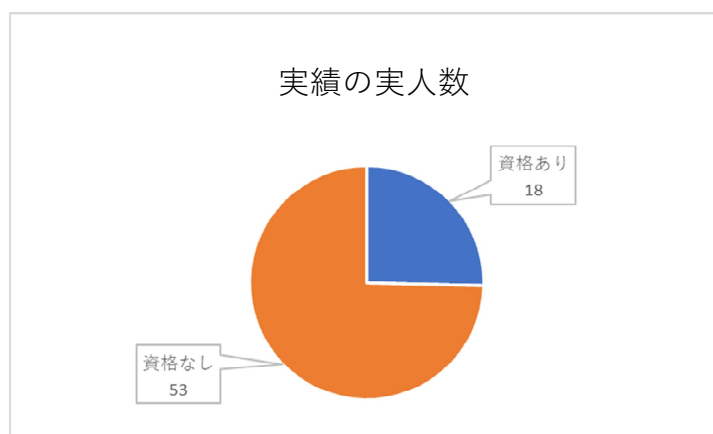
【その他】

- ・入浴介助
- ・入浴後の利用者様の整容介助
- ・食事介助
- ・排せつ介助
- ・見守り
- ・レクリエーション
- ・送迎車運転手
- ・調理業務

スポットワーカーは「食事の配膳 (片付け)」「利用者の話し相手」等の補助的業務に加え、介護の基本的な身体介助や運転・調理など多様な業務を担っている。

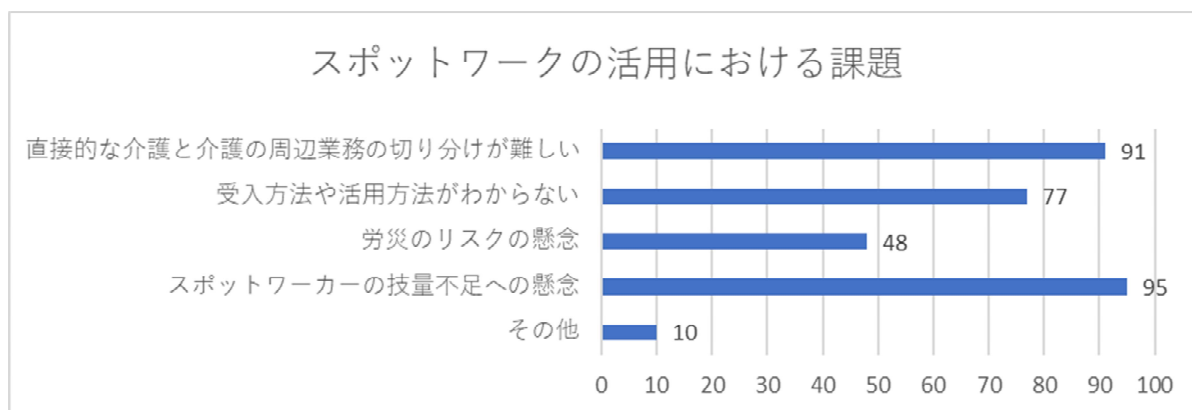
(3)スポットワーク実績の実人数

(単位：人)



「介護の資格あり」が18人であるのに対して、「介護の資格なし」は53人と、資格を持っていないスポットワーカーの雇用が多い。

(4)スポットワークの活用における課題

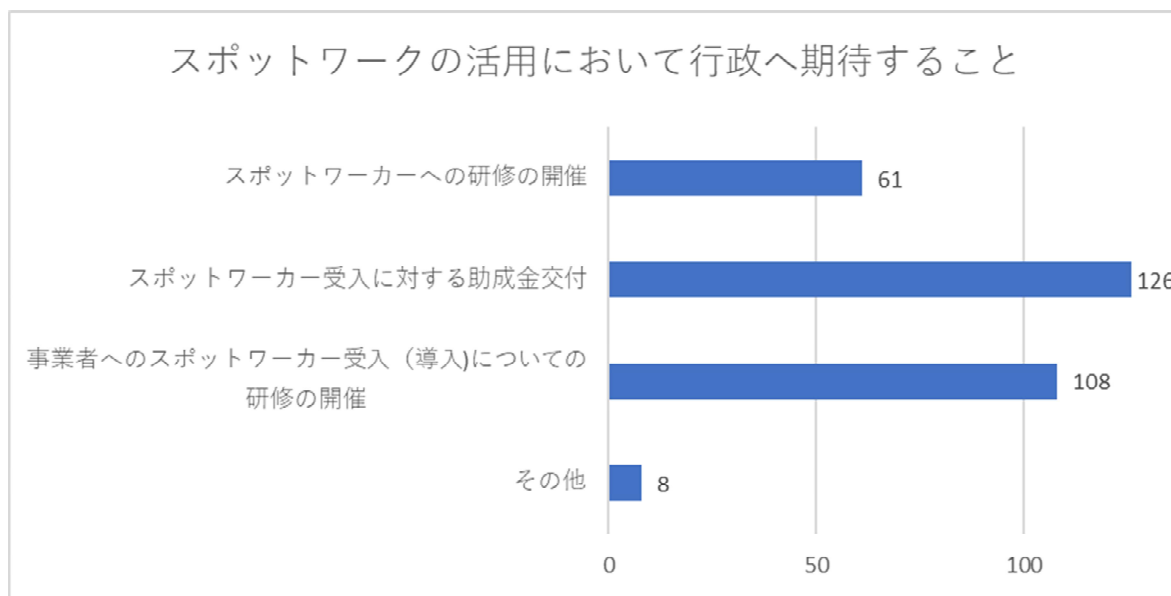


【その他】

- ・ 労務管理が複雑で手間がかかる。
- ・ 都度の指示・指導が必要で負担になる。
- ・ スキルアップの可能性に不安がある。
- ・ 希望勤務時間と事業所の依頼時間が合わないことがある。
- ・ 単発勤務では利用者情報の共有が難しく、シフトに組み込みにくい。
- ・ 単発勤務者がどれほどいるのか不明で、人材確保に繋がるか不透明。
- ・ パートタイム労働者との違いが明確でない。
- ・ 常勤換算など各種申請における計算が非常に手間。

「直接的な介護と介護の周辺業務の切り分けが難しい」「受入方法や活用方法がわからない」「スポットワーカーの技量不足への懸念」の回答数が多く、その他にも運用面・人材面・制度面すべてに課題が分散しており、様々な面でスポットワーカーの受け入れに課題がみられた。

(5)スポットワークの活用において行政へ期待すること



【その他】

- ・スポットワーク導入により賃金形態への不満が生じる懸念がある。
- ・介護業界はもともと賃金水準が高くない。
- ・専門業務と雑務の間で賃金にどれほど差をつけられるか不明。
- ・介護報酬が限られており、スポットワーク導入の余裕があるか疑問。

「スポットワーカー受入に対する助成金交付」「事業者へのスポットワーカー受入（導入）についての研修の開催」への期待が大きかった。また、その他にも賃金面の課題が根強くあることが分かった。

Ⅲ まとめ（前回結果との比較）

- ・回答事業所数は212施設（前回214施設に比べ▲0.1%）でした。
- ・事業所の職員状況は、年齢別（正規職員）で前回同様、40代以上の中堅・ベテラン職員が約7割を占めています。性別割合（正規職員）については前回同様、女性が男性の約2倍以上を占めています。なお、全職員に対する非正規職員の割合は4割強でした。
- ・正規職員過去1年間の採用状況について、採用希望294人に対し234人の採用実績があり、充足率は前回と同等、7割強でした。なお、非正規職員の採用は102人であり、充足率は今回も前回も100%を超えています。
- ・過去1年間の離職状況については、正規・非正規併せ511人となり前回（529人）と比べて僅かに減少しました。
- ・行政に期待したい支援内容については、介護のイメージアップや経費の助成、人材育成のための研修が前回同様に多い結果となりました。

第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る アンケート調査について

1 高齢者施設における医療介護連携の取組状況に関するアンケート

(1) 目的

- 市内の高齢者施設における医療機関や他の高齢者施設からの入所者を受け入れる際の取組や情報連携の実情を把握し、個々の施設のニーズを踏まえた支援や実効性の高い施策を講じていく上での参考とする。

(2) 対象

- 出雲市内すべての高齢者施設（計152か所）
（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付高齢者向け住宅、短期入所生活（療養）介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

(3) 実施時期

令和7年8月9日～令和7年10月7日

(4) 調査方法

アンケート用紙のデータ提出

(5) 回答数

施設分類	回答数	対象数	回答率
特別養護老人ホーム	21	21	100.0
介護老人保健施設	6	8	75.0
グループホーム	26	36	72.2
小規模多機能型居宅介護	9	15	60.0
短期入所生活（療養）介護	16	32	50.0
軽費老人ホーム	3	3	100.0
サービス付き高齢者向け住宅	8	12	66.7
有料老人ホーム	18	21	85.7
養護老人ホーム	2	2	100.0
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	100.0
介護医療院	1	1	100.0
総計	111	152	73.0

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 目的

- ・要介護状態となる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定し、計画に反映すること
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用すること

(2) 対象

- ・一般高齢者、事業対象者、要支援1・2認定者
- ・無作為抽出（6,050人）

(3) 実施時期

令和7年11月～12月

(4) 調査方法

調査票の郵送による配付・回収

(5) 回答数

配布件数	回収件数	回収率
6,050	4,515	74.6%

令和7年度の医療介護連携に関する検討会議
実施状況について

令和8年3月12日

令和7年度出雲市介護予防活動支援検討会議 実施状況

令和7年度 介護予防活動支援検討会議

- ・ 目的:高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護予防のために行われている地域のリハビリテーション及び食改善・栄養サポート(以下「地域リハビリテーション等」という。)における効率的かつ効果的な取組及び連携のあり方等を検討し、地域リハビリテーション等が適時適切に提供される総合的な体制整備を推進することを目的とする。

①第1回会議:令和7年10月9日(木)

- ・総合事業における自立支援・重度化防止の推進について
 - *総合事業における自立支援・重度化防止の推進について、短期集中予防サービスについて
- ・セルフマネジメント推進のためのツールについて
- ・通いの場等への専門職派遣の実施状況について〈報告〉
- ・骨折予防対策について〈報告〉

②第2回会議:令和7年12月16日(火)

- ・総合事業における自立支援・重度化防止の推進について
 - *総合事業における自立支援・重度化防止の推進について
 - *総合事業マニュアル改訂(案)、サービスCチラシ(案)
- ・セルフマネジメント推進のためのツールについて
- ・地域ケア個別会議について〈報告〉
- ・AIを活用したモニタリングについて〈報告〉

総合事業における自立支援・重度化防止の推進について

出雲市介護予防・日常生活支援総合事業【出雲市/令和7年度作成/医療・介護関係者向け】
サービス・活動C

短期集中いきいき訪問通所サービス

高齢者の方の「したい・やりたい・なりたい」を応援します

対象：事業対象者、要支援1・2の人
※詳しくは裏面を確認してください

健康運動指導士等の専門職が、対象者の方の目標の達成に向け、3か月間(最大6か月間)、最大で週1回の訪問又は通所による短期集中的なサービスにより、生活行為・身体機能の改善等を目指して支援します。

利用内容

- 趣味 アセスメントの結果に応じて、栄養改善の内容や、リハビリ専門職の支援を取り入れます。
- シャ「何かな」作業
- 食事

このような方は、ぜひ活用をご検討ください

退院後

- 退院後、体力が低下し一人で外へ出かけることが不安… 買い物や趣味活動を再開したい。
- 退院後に自宅で過ごしてみると、体力低下で身体を動かすに難しくなることに気づいて少し心配… 安心して生活できるようにしたい。

最近なんだか…

- 今まで体操教室に通っていたが、転んだことをきっかけに腰が痛くなり出かけにくくなった。治療は終わったが、まだ出かけにくい… また体操教室に通いたい。
- 膝が痛くて歩きづらい。椅子から立ち上がりやすく、何をするのも億劫に感じる… 家でできる運動を習ったり、動きやすさを身につけたい。
- 家事や庭仕事がしにくくなってきた。気づけば体重も減り、食欲も落ちてきている… 運動と食事の指導を受け、毎日の生活をより良くしたい。
- 歩きにくくなり、コンビニまで歩くのに時間がかかるようになった… もっと体力をつけ、10分以内で歩けるようになりたい。

リハの対象外だけど

通所リハビリテーションの対象ではないが、体力低下等から体が動かすににくい… 楽しく運動等を習って、いつまでも趣味の農作業ができる身体づくりをしたい。

福祉用具・住宅改修の前に

福祉用具利用や住宅改修を考えているが、少し改善すれば活用しなくても過ごせそう。

福祉用具の利用に合わせ、自分でできる運動を習って、より安全に、安心して元気に過ごせるようになりたい。

出雲市役所 医療介護連携課 介護予防係 ☎0853-21-6106

【普及啓発チラシの作成】

- 状態に応じたサービスに適時適切に繋げていくため、医療・介護関係者間で「多様なサービス」や「サービスC」の理解を広めていくことが必要である。
- 特に、サービスCの理解を広めるため、医療・介護関係者向けの周知チラシを作成し、サービスCの周知を図っていく。

セルフマネジメント推進のためのツールについて

フレイル予防

日常生活状況の確認表

私のプラン～目標と取り組むこと～

『していることや興味の確認』の内容などから、「できるようにしたい」「新しい目標にして、そのプランを考えてみる」


友人、家族等と、定期的に確認し

6か月間に体重減少が栄養のリスクと言われまたは体重測定に残してあり

た「口の健康」

＞たんば(等)やスよく

＞「噛む」切ですしょう

氏名： 

令和 年 月 日 交付

いきいき生活ノート

出雲市版介護予防手帳

このノートは、あなたが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくことを願い作成したものです。
このノートを活用し、日々の生活を振り返り、これからも続けられること、新しく挑戦したいこと、また、それについてどう取り組んでいくかを考え、積極的に取り組んでいきましょう。

ノート構成

- していることや興味の確認
あなたがしていること、趣味、興味のあること、得意なことなどを確認しましょう。
- 私のプラン
あなたの生活の目標やその達成に向けて必要な取り組みを考えてみましょう。
- 活動記録
あなたが過ごし参加する場所や、自主的な活動の様子を書いてください。
- 取り組みのポイント
フレイル予防、介護予防に効果的な取り組みを確認し、実践してみましょう。

出雲市

【セルフマネジメントツールの作成】

- 総合事業においては、高齢者自身が、本人の自己管理のもとで、適切に生活目標やその取組等を管理するセルフマネジメントを行い、介護予防の取り組みを継続する必要がある。
- 多様なサービスの促進及び高齢者自身によるセルフマネジメントの推進により、効果的な自立支援・重度化防止を行うために、高齢者自身が、本人の管理のもとで、生活目標や活動計画等、またその取組状況を自己管理するセルフマネジメントを行うためのツールを作成し、令和8年度から活用予定。

**令和7年度出雲市出雲市生活支援体制整備推進協議体
(1層協議体)
実施状況**

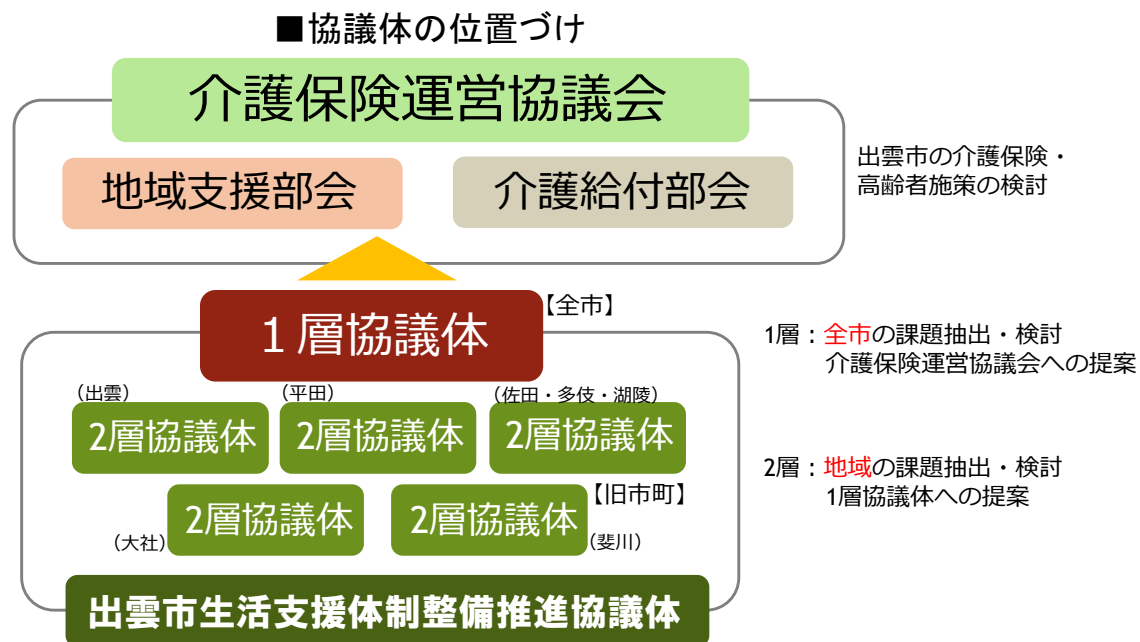
令和7年度 1層協議体の実施状況 概要

1層協議体の設置目的

被保険者が要介護状態等になることを予防し、要介護状態になった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう生活を支援するサービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進する。

会議：令和7年10月3日（金）

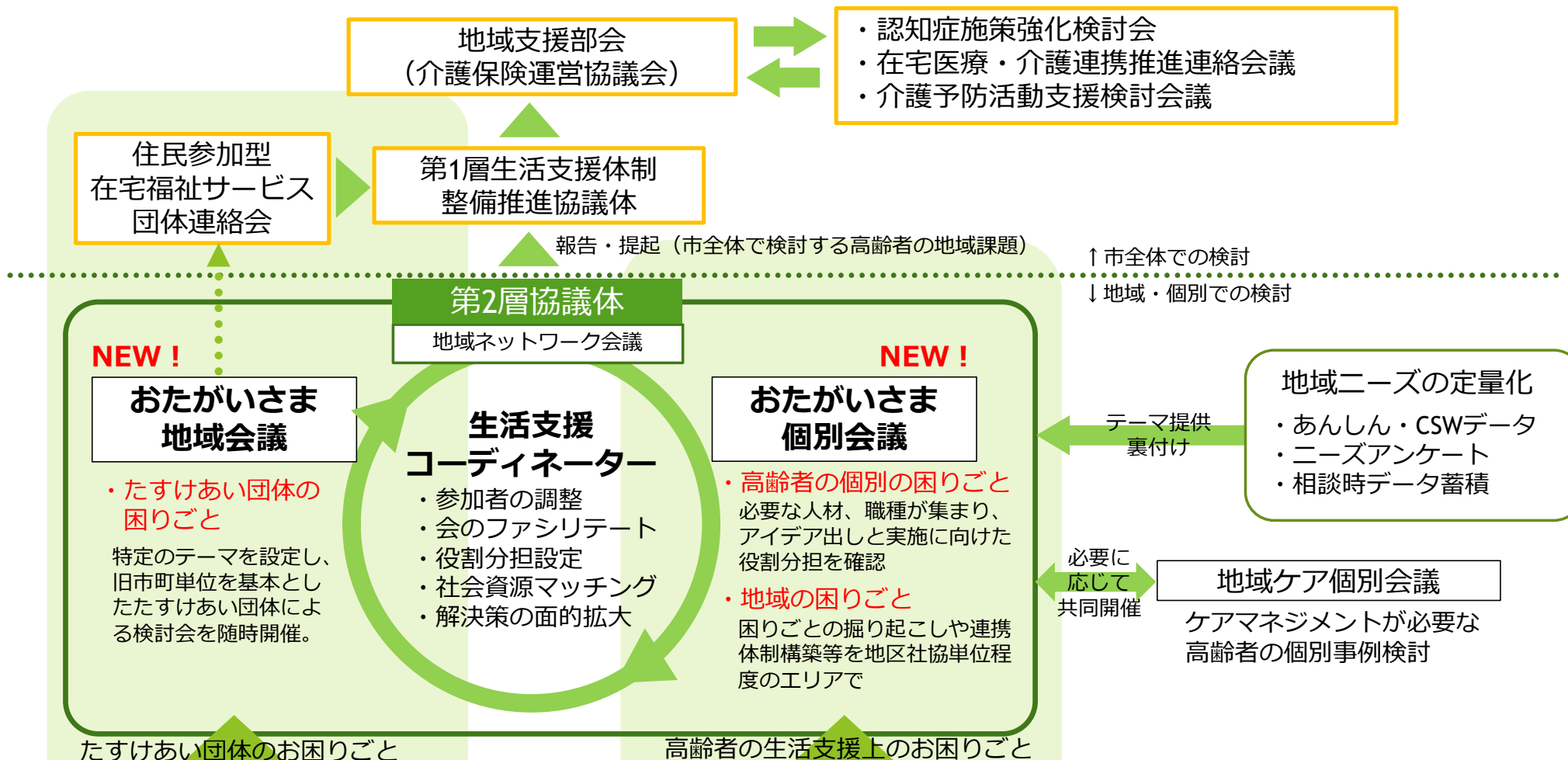
- ・高齢者等が抱える地域課題の抽出、解決に向けた検討の取組について
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の現状と見直しの方向性について



「おたがいさま会議」の運営

高齢者等の困りごとや地域課題を解決する場として、旧市町単位の「おたがいさま会議」（2層協議体）を設定。生活支援コーディネーターが中心となって各地域において運用中。

■おたがいさま会議の位置づけ



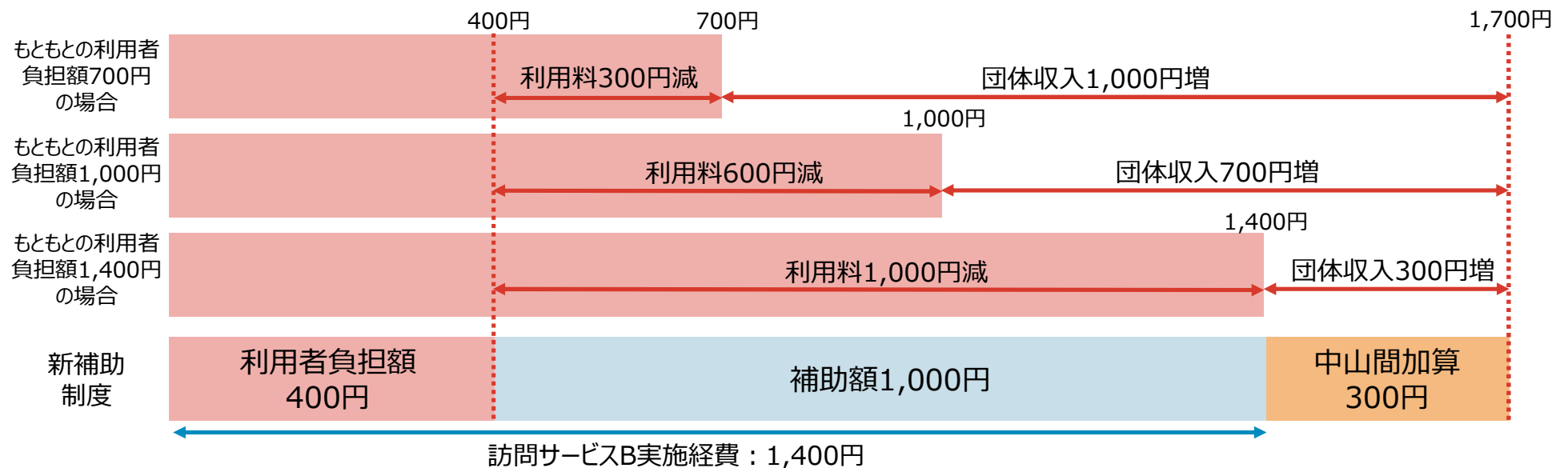
あんしん、CSW、たすけあい団体、民生委員、コミセン、地区社協等

総合事業：訪問型サービスB補助事業の見直し

家事支援サービス（掃除、洗濯、調理、買物）を行うたすけあい活動団体等への補助金について、利用者のサービス負担額を下げることができるように内容の見直しを図り、その活用を促進する（令和8年度～）

■令和8年度からの訪問型サービスBの補助イメージ

- ・補助額：1回（1時間以内）あたり1,000円
- ・サービス提供の上限：週1回、1時間まで
- ・地域加算：中山間地域へのサービス提供1回あたり300円
- ・補助事業を活用するサービス利用料の上限額：1回（1時間以内）あたり400円以下の範囲で実施団体が設定 ※2時間利用の場合、補助対象となる（利用料400円）のは1時間まで



※補助額及び加算額は予算編成を踏まえ決定

**令和7年度出雲市出雲市在宅医療・介護連携推進連絡会議
(ルピナス会議)
実施状況**

令和7年度 ルピナス会議の実施状況 概要

ルピナス会議の設置目的

住民が住み慣れた地域で、必要な医療・介護サービスを一体的・継続的に受けられる地域包括ケアシステムの確立を目指し、市内の医療・介護関係機関、団体、職種等の連携体制を構築する

①第1回会議：令和7年7月2日（水）

- ・第1次在宅医療・介護連携推進基本計画（ルピナスプラン）に掲げる成果指標・活動指標と令和7年度取組内容の確認
- ・令和6年度出雲市在宅医療・介護連携支援センター活動報告
- ・令和7年度出雲市在宅医療介護連携推進団体補助金

②第2回会議：令和8年2月3日（火）

- ・一次医療提供体制の維持にかかる地区別意見交換会の結果
- ・遠隔医療実証事業の実施状況
- ・AIを活用した高齢者のモニタリングサービス実証事業の実施状況
- ・第1次在宅医療・介護連携推進基本計画（ルピナスプラン）の見直しに向けた論点抽出
- ・出雲市在宅医療介護連携推進団体補助金を活用した取組
- ・高齢者施設アンケート調査結果

ルピナスプラン見直しの論点と今後の検討事項等

見直しの論点	今後の検討事項等
①ルピナスプランの取組の体系の見直し	・国の手引きを踏まえた取組体系の見直し
②2040年を見すえた医療介護連携の効率化・省力化の推進	・多職種間でやりとりする書類の統一化（書式、提出・受取方法、連絡手段など）
③かかりつけ医機能を踏まえた在宅医療提供体制の見える化	・市内診療所の在宅医療対応状況やかかりつけ薬局の対応状況などの在宅医療提供体制をルピナスネット出雲の地域資源マップ上で可視化
④夜間・休日医療を支える受療行動の最適化	・市民への「かかりつけ医を持つことの役割」の効果的な周知 ・#7119の導入による受診を迷う市民の受け皿整備
⑤ACPを身近なものにするための「あんしんノート」の活かし方	・好事例の共有・発信 ・あんしんノート配布者を対象とした緊急連絡先登録制度 ・あんしんノートの内容の見直し

令和7年度出雲市認知症施策強化検討会 実施状況

令和7年度 認知症施策強化検討会の実施状況 概要

- **目的:** 認知症基本法の基本理念にのっとり、認知症に対する正しい理解の普及や認知症の人とその家族が暮らしやすいまちづくりを、地域住民、専門スタッフ、関係機関及び行政が、一体となって認知症施策を検討し実践することで、認知症の人を含めた市民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としている。

①第1回会議: 令和7年9月29日(月)

- 認知症オレンジデンティストについて
- 令和6年度出雲市の認知症施策の実施状況について
- 認知症の人と家族へのアウトリーチについて
- 企業による認知症に地域支援の推進について
- 認知症ハンドブックの作成について
- 第2期認知症施策推進計画策定の方向性について

②第2回会議: 令和8年1月26日(月)

- 認知症ハンドブックの作成について
 - * 認知症基本法の主旨を取り入れた内容に変更
- 企業による認知症の地域支援の推進について
 - * 企業の役割と講座内容を検討
- 認知症の人と家族へのアウトリーチについて
 - * 実施に向けて関係者による検討の実施状況報告

出雲市認知症オレンジサポートカンパニー認定

令和7年度第1回
認知症施策強化検討会

資料4
(抄)

令和7年9月29日

1 目的

今後ますます認知症の高齢者が増加することが予想される中、認知症の人の支援に積極的に取り組む企業を認知症オレンジサポートカンパニーとして認定し、地域で一体となって、認知症の人が安心して暮らし続けられるまちづくりを推進する。

2 実施主体

出雲市 医療介護連携課

3 認定対象要件

次に掲げる基準をいずれも満たす企業

- (1) 全職員の認知症サポーター養成講座の受講を目標とし、認知症サポーターを計画的に養成する企業
- (2) 全職員の概ね半数以上が全3回のオレンジサポーター養成講座を受講した企業

ア 認知症の基礎知識と心構え

イ 認知症の人と家族の思いと関わり方

ウ 高齢者あんしん支援センターの役割

4 認定企業の取組

- (1) 地域の高齢者を見守り、気になる高齢者には高齢者あんしん支援センター等の関係機関を紹介
- (2) 認知症高齢者SOSメール安心ネットワーク協力者登録
- (3) 高齢者の権利擁護についての理解
- (4) 若年性認知症の従業員、家族を介護する職員への配慮(継続して雇用する等)
- (5) その他

5 有効期間

講座を修了した日から5年間。更新研修を受講することによって延長できるものとする。

6 留意事項

- (1) 原則、一年以内に3回の講座を実施することとし、講座終了後、企業に対して認知症オレンジサポートカンパニー認定証を交付する。
- (2) 市主催の認知症ケアに関するイベントやホームページ等において企業名やその取組を紹介し、認知症の理解普及を協働で推進する。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

(課題)

- ① 認知症オレンジサポートカンパニーの講座内容については、企業の社員教育の面で有用であるとの意見もある中、一年以内に3回、それぞれ概ね半数以上の受講を要することがハードルとなって、認知症オレンジサポートカンパニーの認定をあきらめる企業も多い。
- ② 認知症オレンジサポートカンパニーについて、認定そのものがインセンティブやモチベーションとなって、認知症の人の社会参加や地域と連携した活動に結びつけることは難しく、このような活動については、画一的な講座だけではなく個別に丁寧な対応や施策により実現していく必要がある。



(対応案)

＜個々の企業のニーズにあった支援のあり方を検討していくこととしてはどうか＞

- ① 認知症オレンジサポートカンパニーの講座内容は、社員の教育の面でも有用であることから、認定を停止後もこれまでの3回シリーズを分割して受講できるようにすることで、介護事業者はじめ多くの企業が弾力的に受講できるようにしてはどうか。
- ② 現行の認知症オレンジサポートカンパニーの認定制度は、令和7年度で認定を一旦停止し、令和8年度以降は、企業へ期待する以下の4つの役割の具体的内容とカンパニー認定に向けた企業支援について検討してはどうか。
 - 1) 認知症の治療や認知症家族の介護と、仕事の両立等の職場環境の整備
 - 2) 認知症の人やその家族に寄り添った製品やサービスの開発、普及及び推進
 - 3) 認知症の人やその家族の社会参加の機会の提供
 - 4) 地域での見守りや支援者・支援機関との連携等の面的に協働した取組

企業の認知症サポーター養成講座メニュー案

令和7年度第2回
認知症施策強化検討会

資料2
(抄)

令和8年1月26日

(旧メニュー:3回シリーズ)

- ・認知症の基礎知識と心構え(講師:Dr)
- ・認知症の家族の思いと関わり方(講師:黒松さん、認知症CD等)
- ・高齢者あんしん支援センターの役割(講師:高齢者あんしん支援センター)

講座内容	実施方法	講師
【現 認知症サポーター養成講座】 ①全体的な認知症に関する説明 ・認知症の人の気持ちとその対応 ・認知症の疾患について ・本人や家族を支援する相談機関の紹介や役割	講座	・医師 ・キャラバンメイト ・認知症地域支援推進員 ・認知症の人と家族の会 ・高齢者あんしん支援センター
【以下項目(分野)を追加して実施】 ②認知症の(本人)や家族の思いを聞く (体験談) ③認知症の人の世界を知る ④認知症VR(仮想体験) (機械台数に限りがあります) ⑤認知症カフェ等の見学 ※講義内には①の内容も含まれる	講座・ グループ ワーク・ 見学・体 験等	
※受講されるカンパニーの業種や意向も踏まえて内容の相談に応じます		

PR方法

市HP・チラシ・推進員訪問

令和8年度から新たに実施する介護人材確保・定着に関する施策について(案)

【目的】

市内介護事業所の深刻な人材不足に対して、介護給付費準備基金を活用し、保健福祉事業にて人材確保・定着支援事業にて介護人材不足の解消を図る。

令和8年度からは、介護人材の確保及び定着のため、新たに就労した介護職員への奨励金や継続祝金の交付、既存事業における対象サービスの拡大を行う。

【財源】

介護保険事業特別会計 財源は「第1号(65歳以上)被保険者の保険料100%」で行う。

市町村は、第1号被保険者からの保険料を財源として、介護保険法115条の49に規定される「保健福祉事業」を行うことができる。
(3)保険給付のために必要な事業

【事業メニュー】

事業名	事業概要	補助対象
1. 外国人介護人材受入支援	(1)留学生受入に係る経費への助成 (100万円/人) (2)特定技能外国人受入に係る経費への助成 (20万円/人)	事業者
2. 訪問サービス事業者支援	(1)条件不利地域における訪問サービスへの助成 (1,000円/件) (2)訪問介護職員の新規雇用への助成 (20万円/人)	事業者

事業名	事業概要	補助対象
3. 通所サービス事業所支援 (拡充)	条件不利地域における通所サービスへの助成 (1,000 円/件)	事業者
4. 多機能系サービス事業所支援 (拡充)	条件不利地域におけるサービス(通い・訪問・泊り)への助成 (1,000 円/件)	事業者
5. 新規就労者奨励事業 (新規)	(1)市内事業所に介護職員として雇用された者へ 15 万円支給 6ヶ月の雇用確認後、支給 (2)雇用後、2年間、3年間の就労継続時、に都度 15 万円支給	個人
6. 居宅介護支援事業所等支援 (新規)	(1)条件不利地域における居宅訪問への助成 (1,000 円/件) (2)介護支援専門員の新規雇用への助成 (20 万円/人) (3)介護支援専門員更新研修等の費用助成 (4)居宅介護事業所の効率化支援	事業者
合計		

<新規・拡充事業の効果>

- ・個人を対象とした交付金(奨励金、継続祝い金)により、人材の確保、定着及び離職防止を図る。
- ・送迎にかかる費用の負担軽減を図り、サービスの提供体制の充実により、安定的なサービスの提供に資する。
- ・居宅介護支援事業所の負担軽減により、介護支援専門員のなり手不足の解消を図る。